

所属長各位

事務局長

職員の定年年齢の引上げについて（通知）

法人職員の定年年齢引上げについて、以下のとおり通知します。

1 定年年齢の変更

職員の定年年齢は現在 60 歳ですが、新たに 65 歳まで引上げます。（教員は現状 65 歳定年のため変更ありません。）

実施にあたっては、激変緩和措置として、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで段階的に引き上げることにし、令和 14 年度以降 65 歳とします。

年度	(R4)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14～
定年	(60 歳)	61 歳	61 歳	62 歳	62 歳	63 歳	63 歳	64 歳	64 歳	65 歳	65 歳
生年	(S37)		S38		S39		S40		S41		S42

2 職員配置の考え方等

- 職員は、60 歳以降も「原則フルタイム勤務」とし、60 歳前と同じ役割を担います。
配置については 60 歳前職員と同様に扱います。
- 管理職は、原則 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日に降任させて配置します（組織運営上やむをえない場合は同一職位への配置も可とします）。

3 定年引上げ後の 60 歳超職員の給与等

- 給料月額
職員の給料月額は、当該職員が受ける給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額を支給します。
降任した職員については、降任前の 7 割の額を支給します。
- 諸手当
管理職手当、初任給調整手当については定年前職員の 7 割を支給します。
地域手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の給料月額に連動する手当については、定年前職員と同様の計算方法とします。
扶養手当、特殊勤務手当、宿日直手当等については、定年前職員と同額とします。
- 退職手当
退職手当は、60 歳の年度末時点で退職したとみなした場合に支給される退職手当額に、定年退職時の勤続年数に応じた額を加算し、支給します。ただし、勤続年数は 35 年を上限とします。
定年前早期退職が適用される年齢や割増率に関しては、当分の間現行制度と同様とします。

4 定年前再雇用短時間勤務制の導入

新たに定年前再雇用短時間勤務制を導入します。

5 経過措置（令和5年度から令和13年度までの定年年齢の段階的な引上げ期間）

定年年齢後から65歳（年金受給開始年齢）までの勤務に対し、経過措置として、「暫定再雇用」制度（現行の再雇用制度・市再任用制度に対応）を設けます。

(1) 対象者

ア 定年退職者

イ 定年前再雇用短時間勤務職員として採用された後の任期満了退職者

(2) 勤務形態

原則フルタイム勤務とします。ただし、非管理職については、短時間勤務を可とします。

(3) 雇用期間

1年（勤務実績が良好な場合、65歳に達する年度末まで更新可）

(4) 意向確認

60歳に達する年度の前年度に、暫定再雇用制度の内容を含む情報提供を行います。

さらに、定年退職年度に意向確認を行います。

(5) 給料月額

職位に応じた給料月額を支給します。

現行の再雇用職員で、現在の年収が暫定再雇用の年収を上回る場合は現給保障します。

（単位：円）

職位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	213,400	230,100	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

※短時間勤務職員の給料月額は、週の勤務時間で案分して算出します。

(6) 諸手当

地域手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の給料月額に連動する手当については、定年前職員と同様の計算方法とします。

特殊勤務手当、宿日直手当等については、定年前職員と同額とします。

※扶養手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、退職手当は支給対象外

(7) 給与支給日

当月5日（超過勤務手当等、実績分は翌々月に支給）

(8) 休暇制度

常勤職員の休暇制度を適用します。

定年退職時に未取得の年次休暇は、20日を限度に繰り越しが可能です。

6 市派遣職員の取扱いについて

(1) 配置の考え方について

法人化前からの継続派遣者（看護職・医療技術職）は、派遣同意に基づき、引き続き配置されます。

また、課長級以上の職員は、60歳以降の派遣はありません。

(2) 定年退職後の取扱いについて

派遣解除に伴い、横浜市の暫定再任用制度が適用されます。

法人において暫定再雇用での勤務を希望する場合は、定年前に法人職員への転換が必要です。

人事課人事担当	担当：鈴木、瀬尾
	電話：787-2007
人事課労務担当	担当：藤岡、佐藤
	電話：787-2490